

(別紙3)

○提案書評価基準における企業としての取組について

※下記の計画の策定や認定の取得がない場合は、資料の提出は不要です。

提案書評価基準における企業としての取組（ワークライフバランスに関する取組、障害者雇用に関する取組、健康経営に関する取組）に関して、下記の項目に該当がある場合は、提案内容の点数に加点できることになっています。（ただし、配点は提案内容を含む全評価項目の合計の5%程度以内）

該当がある場合は、下記表のとおり、資料をご提出ください。

① 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定をし、労働局に届け出ている（従業員 101 人未満の場合のみ加算）	労働局の受付印のある 「一般事業主行動計画」の写し	1 部
② 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定をし、労働局に届け出ている（従業員 301 人未満の場合のみ加算）	労働局の受付印のある 「一般事業主行動計画」の写し	
③ 次世代育成支援対策推進法による認定の取得をしている（くるみんマーク、プラチナくるみんマーク）	「基準適合一般事業主認定通知書」の写し、 又は「基準適合認定一般事業主認定通知書」の写し	
④ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定（えるぼし）の取得をしている	「認定通知書」の写し	
⑤ よこはまグッドバランス賞の認定を取得している	「認定通知書」の写し、又は 「認定証」の写し	
⑥ 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づくユースエール認定の取得をしている	「認定通知書」の写し	
⑦ 障害者雇用促進法に基づく法定雇用率 2.3%を達成している（従業員 43.5 人以上）、又は、障害者を 1 人以上雇用している（従業員 43.5 人未満）*	最新年度の障害者雇用状況報告書（「事業主控」）の写し	
⑧ 健康経営銘柄、健康経営優良法人（大規模法人・中小規模法人）の取得、又は、横浜健康経営認証のクラス AAA 若しくはクラス AA の認証	健康経営銘柄、健康経営優良法人を取得している場合は「認定証の写し」、横浜健康経営認証を受けている場合は「認証通知書」の写し	

①及び②に該当がある場合は、ご提出いただく提案書類の中で、提案書提出日時点での従業員を記載し、申告してください。

⑦において、障害者 1 人以上を雇用している（従業員 43.5 人未満）に該当する場合は、別途、提出書類に関するご相談をお願いします。